

亀岡市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項により告示する。

令和7年4月1日

亀岡市長 桂川 孝裕

1 指定公金事務取扱者の名称及びその住所又は事務所の所在地

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル5階

株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社セイコーマート

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社 ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1

山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

株式会社ローソン

東京都品川区大崎1-11-2

2 委託する歳入等

市税（市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））

国民健康保険料

後期高齢者医療保険料

保育所保育料及び公立保育所副食費

介護保険料

3 指定をした日

令和7年4月1日

4 委託をした期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで